

授業科目名	消費者保護の法と実務	担当教員	圓山 茂夫
必修の区分	選択		
単位数	2 単位		
授業の方法	講義		
開講年次	1 年 第 1 クォーター		
講義内容	<p>食べる、住む、着る、製品を使う、サービスを利用する、契約をするなど日常の消費生活において、消費者を守るために多数の法律や制度がつくられ、行政、企業などがそれらのルールに基づいた実務を行っている。この講義は、消費者保護の法と実務を学ぶことによって、学生が、賢い消費者となる知識だけではなく、事業者として、顧客に向けた活動をする、起業をする、就職して消費者と向き合うときに不可欠な知識をも得ることを目的とする。</p>		
到達目標	<p>①消費者として、思わぬ損害を受けず、賢く消費活動をして、安全で安心に暮らす知識を身につける。</p> <p>②事業者となったときに、環境保全にも配慮した安全で安心な商品・サービスを提供し、責任を果たす視点を得る。</p> <p>③消費者と事業者とのトラブルが起きたときの、解決の仕方を知る。</p>		
授業計画	<p>第 1 回 訪問販売・電話勧誘―身近な勧誘を知る その実態と法律、特にクーリング・オフについて詳しく</p> <p>第 2 回 通信販売 特にインターネットで買う・売る、いわゆるダークパターン</p> <p>第 3 回 通信 通信の歴史、ネットの誹謗中傷、デジタルプラットフォーム</p> <p>第 4 回 放送の契約、マルチ商法 放送の歴史、NHKの受信料契約、マルチ商法</p> <p>第 5 回 お金を預ける、借りる、支払う 金利、預金、投資、借金、クレジットカード、決済、債務整理</p> <p>第 6 回 広告と表示 景品表示法による不当表示の禁止など</p> <p>第 7 回 製品の安全と表示 製品による事故の防止、事故が起きた際の製造物責任</p> <p>第 8 回 食品の安全 食品衛生法による食中毒の防止、保健所の役割など</p> <p>第 9 回 食品の表示 食品表示法・JAS法などによる表示制度</p> <p>第 10 回 住宅を借りる、買う 賃貸住宅の仲介、賃貸住宅の家主との関係、売買と登記</p>		

	<p>第11回 契約を結ぶ・履行する 民法、消費者契約法における契約の入門的知識</p> <p>第12回 紛争を予防する・解決する 生活上のトラブルの様々な解決方法、弁護士の役割</p> <p>※数回は、1時間程度ゲスト講師を招きます。ゲスト講師の日程の都合により、第2回以降の講義の順番の変更の可能性があります。</p>
事前・事後 学習	<p>予習として、次回のテーマについて、自分の経験も考え合わせて「問い」をもって出席してください。復習として、講義レジュメや参考書を読み返すとともに、授業で知った内容を友人に話してみてください。</p>
テキスト	<p>毎回、講義レジュメを配布する。</p>
参考文献	<p>圓山茂夫編著 『実践的消費者読本（第6版）』（民事法研究会） このほか、講義資料に掲載するもの。</p>
成績評価 の基準	<p>授業終了時に提出するペーパー 25% 期末試験 75%</p>
履修上の注意 履修要件	
実践的教育	<p>該当しない。</p>
備考欄	<p>履修希望者が定員を超えた場合は、選考を実施する。</p>